

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年12月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象部課等 産業部
産業推進課、商工課、観光課、水産課、水産基盤整備推進室、農林課、ニホンジカ対策室、農業復興推進室及び産業部所管の行政機関
- 2 監査期間 平成30年10月29日から同年12月27日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成30年9月30日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
水産課	財産管理事務	<p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例等関係法令に基づき適正に算定されたい。</p> <p>[内容] 石巻市（石水）指令第5号</p> <p>自動販売機設置及び倉庫1の使用に係る行政財産目的外使用料</p> <p>正徴収額 211,338 円 誤徴収額 206,375 円 過少徴収額 4,963 円</p>
水産課 （水産物地方卸売市場管理事務所）	財産管理事務	<p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例等関係法令に基づき適正に算定されたい。</p> <p>[内容] 石巻市（石水卸）指令第2号</p> <p>自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料</p> <p>正徴収額 168,658 円 誤徴収額 161,081 円 過少徴収額 7,577 円</p>
農林課	財産管理事務	<p>普通財産貸付料の算定誤りについて</p> <p>普通財産貸付に係る事務において、平成30年度の貸付料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>公有財産規則等関係法令に基づき適正に算定されたい。</p> <p>[内容]</p> <p>(1) 無線中継所敷（高木字籠峰山）</p> <p>正徴収額 36,832 円 誤徴収額 36,833 円 過大徴収額 1 円</p> <p>(2) 無線中継所敷（大瓜字八津山）</p> <p>正徴収額 36,954 円 誤徴収額 36,955 円 過大徴収額 1 円</p>

対象部課	不適正事項		
	項目	内容	
		(3) 火薬庫敷 (南境字鳥屋森山)	
		正徴収額	29,539 円
		誤徴収額	29,540 円 過大徴収額 1 円
		(4) 住宅敷 (日和が丘一丁目)	
		正徴収額	6,333 円
		誤徴収額	6,334 円 過大徴収額 1 円
		(5) 無線中継所敷 (高木字籠峰山)	
		正徴収額	13,246 円
		誤徴収額	13,247 円 過大徴収額 1 円
		(6) 住宅敷、牛舎敷 (渡波字山居)	
		正徴収額	69,276 円
		誤徴収額	69,277 円 過大徴収額 1 円
		(7) カキ殻置場 (渡波字梨木畑)	
		正徴収額	5,625 円
		誤徴収額	5,626 円 過大徴収額 1 円
		(8) カキ殻置場 (渡波字梨木畑)	
		正徴収額	61,947 円
		誤徴収額	61,948 円 過大徴収額 1 円
		(9) 採石場敷、作業場敷 (湊字船石前山)	
		正徴収額	10,327 円
		誤徴収額	10,328 円 過大徴収額 1 円
		(10) 採石場敷、作業場敷 (湊字葛和田山ほか)	
		正徴収額	303,973 円
		誤徴収額	303,974 円 過大徴収額 1 円
		(11) 携帯基地局敷 (湊字大門崎山)	
		正徴収額	775 円
		誤徴収額	776 円 過大徴収額 1 円